

保土ヶ谷リトルシニア野球協会会則

第1条（名称）

本会は財団法人全日本リトル野球協会リトルシニア関東連盟に所属し、保土ヶ谷リトルシニア野球協会と称する。

第2条（目的）

地元地域の野球を愛する中学生に対し、硬式野球を正しく指導し、体力・技術の向上を図り、スポーツ精神を養うとともに団体生活におけるチームワークの重要性を理解させ、野球を通じて規律を重んじる明朗な社会人として次世代を担う人材の育成を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本協会はその目的の達成のため、次の事業を行う。

- (1) 全日本リトルシニア野球協会の主催する大会への参加。
- (2) 他のチームとの親善試合及び練習。
- (3) 地元地域への貢献活動。
- (4) その他、目的達成に必要と認められる活動。

第4条（構成）

本協会は入会手続きを完了した会員・練習生にて構成する。

第5条（運営）

本協会は、本協会の設立目的に賛同する者と会員の父母により運営する。
本協会の本部事務局は会長の定めるところに置く。

第6条（役員）

本協会の運営を円滑に行い、目的を達成するために次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長若干名、事務局長1名。・・・本部役員
- (2) 顧問若干名、相談役若干名。(会長判断により必要に応じて)・・・諮問機関
- (3) 会計1名、会計監査1名、事務局若干名。・・・フロント部
- (4) 監督1名、ヘッドコーチ1名、コーチ数名。・・・指導スタッフ部
- (5) 審判部長1名、審判員数名。・・・審判部
- (6) 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- (7) 役員は任期中に本協会の名誉を毀損するような行動及び本協会の目的に反する行動など不健全な社会人とみなされた場合、会長判断にて任を解く。その他本部役員会の議決にてこれを解任することが出来る。

第7条（入会・退会）

本協会会員は中学1年生より3年生に限る。ただし小学生であっても練習生として入会できる。

- (1) 本協会の目的に賛同できる上記資格者。
- (2) 保護者同伴にて面談を行い、監督が認めたものに限り入会できる。
- (3) 入会許可を受けた者は直ちに所定の入会申込書を提出し、入会金を納めなくてはならない。
- (4) 入会許可を受けた者は全日本リトルシニア野球協会の規定に基づく傷害保険に加入すること。また、本協会に誓約書を提出しなければならない。
- (5) 退会は、会員の申し出により認めるが、退会届を提出すること。
- (6) 会員としてふさわしくない行動（第8条）、規約違反を起こした場合、本部役員会の決議により退会させることが出来る。
- (7) 保護者が特段の事由なく本協会に非協力的であったり、批判したり、チーム内をかく乱したりした場合、その保護者に対し警告・謹慎・退団（会員とも）させることが出来る。

第8条（処罰該当事項）

- (1) 勉強を怠る者。
- (2) 保護者の言うことを聞かない者。
- (3) 無断で練習を休む者。
- (4) 規律、礼儀を守れず、チームワークを乱す者。
- (5) 監督、コーチおよび役員の指示に従わない者。
- (6) 非行にはしる者。

上記事項に該当する場合、本部役員決議にて練習停止を命ずることが出来る。

なお、卒団後も上記に該当する場合、本部役員にて処分決議をする場合もある。

第9条（会議）

本協会の会議は、本部役員会、フロント会議、指導者スタッフ会議および総会とする。

本部役員会、フロント会議、指導者スタッフ会議は必要に応じ、いつでも開催することが出来る。

定期総会は毎年5月に開催する。また、必要に応じ本部役員承認の上、臨時総会を開催することが出来る。

第10条（運営費）

本協会は次により運営する。

(1) 入会金（初年度のみ）	10,000円
(2) 会費（月額）	11,000円
マイクロバス使用料（月額）	2,000円
<u>グラウンド維持費（月額）</u>	<u>2,000円</u>
TOTAL（月額）	15,000円

マイクロバス使用料は、マイクロバス・用具車の維持管理に充当します。

3年生は、8月分まで上記金額。9月より12月まで月額7,000円。

兄弟で在籍の場合、兄弟2人で20,000円(月額)

指導者の子息は、1人につき7,000円(月額)とする。

(3) 全日本リトル野球協会リトルシニア関東連盟規約に基づく保険加入費

(4) その他本協会の目的に対する賛同者の寄付金など

第11条(会計年度)

本協会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

なお、年一度、会計監査を執り行うものとする。

第12条(禁止事項)

役員は以下の事項をしてはならない。

(1) 保護者からの現金・商品券等の謝礼を受け取ってはならない。

(2) 金銭貸借、物品販売、宗教等の勧誘をしてはならない。

第13条(規約変更)

本協会規約の変更は本部役員会の決議を経て役員の3分の2以上の賛同を得て行う。

第14条(指導指針)

(1) 役員は、第2条(目的)に基づき会員を指導する。

(2) 会員指導にあたり、体罰は一切行ってはならない。

体罰が行われた場合、理由のいかんを問わず当事者(役員)は、会長判断にて任を解くものとする。

附則1 この会則は2015年4月1日より施行する。

附則2 第10条(運営費)のグラウンド維持費(月額)を、3,000円に変更することを、2016年5月4日開催の総会において承認され、月額運営費15,000円とする。

附則3 第14条(指導指針)を、第13条(規約変更)の手順を踏み、2016年12月7日付で追記する。